

農薬による中毒と応急措置

本来農薬は、病虫害などに対する作用が強く、かつ、人畜に対する毒性は全くないものを理想とするところだが現在使用されている多くの農薬は、人畜に對しても多かれ少なかれ、毒性を持ち、その毒性の強さに応じて、毒物および劇物取締法によって、毒物または劇物に指定規制が行なわれている。

① 農薬中毒の主原因
 ① 散布中、散布者本人の不注意によるものが多く、散布剤をうすめるときに素手で作業したり、散布中

途で喫煙したり、また散布のあと農薬のついた手を十分に洗わずに食事をした人達もつと多し。
 ② 不健康な状態で散布に従事し中毒した人も多い。病後の人、妊婦、睡眠不足の人、生理時の婦人などは要注意。
 ③ 丸首シャツや素手、素足で散布作業に従事したり、本人の服装が悪かったため中毒を起す例が多い。
 ④ その他農薬に対する知識が中途半端でその取扱いを粗雑にした人達にも事故が多

い。
農薬散布の注意事項
 ① まず農薬散布にあたっては必ずゴム手袋、マスクなどをし、服装を整え、農薬の取扱いは慎重に行わない健康な人、著しく疲労している人などは、散布作業に従事しないこと。
 ② 散布作業は、朝夕涼しい時間を選び、二〜三時間で交替すること。
 ③ 作業後は、手足はもちろん、全身を石けんでよく洗い、衣服は毎日取り替えること。

④ 作業後、酒を飲んだり夜ふかしをしないこと。
⑤ 気分が少しでも悪くなったら医師の診断を受けること。
農薬中毒の応急措置
 万一農薬によって中毒を起こした場合は、まずすみやかに医師に診察してもらうことである。医師に連絡する場合は、中毒した人の年齢、どういった農薬を飲んだのか、吸入したのか、眼に入ったのか、というようなか、

どのようなことや、どのような症状なのかをはっきり知らせることが大切。医師がくるまでの応急措置としては▽口からの中毒の場合直ちに胃を洗う。コップ二〜三杯の水を飲ませて指かサジの柄でノドの奥をおして吐かせ（五才以下の子供では水一〜二杯くらい）吐いた液がきれいになり、薬の臭いがとれり、までくり返す。ただし患者が意識不明になっている場合は、無理に呼吸を薬にさせる。なるべく歩かせないようにする。

水を飲ませないこと。▽皮膚からの中毒の場合着衣を脱がせ、皮膚を水または石けんでよく洗う。とくにパラチオンやE.P.N.のようた農薬はアルカリのうと分解しやすいので石けんを使うほうがよい。重症患者で人工呼吸が必要な場合は、人工呼吸を先にして皮膚洗浄などは後まわしでよい。
 ▽吸入による中毒は酔に空気のきれいな日陰に運び衣服をゆるめて呼吸を薬にさせる。なるべく歩かせないようにする。

うに、タンカなどに乗せて運ぶこと。また患者が意識不明の場合は吐物を気管から吸入して肺炎を起すことがあるので患者をうつぶせに寝かせ、顔を横に向けて、口をあけ舌を出すようにし、嘔吐後は口内をよくふいておくことが必要である。医師がくるまでに、呼吸が浅く数が少なく不規則になったら、人工呼吸を行なう必要がある。人工呼吸のやり方は、どの方法でもよい。

いが、あきらめずしばらく強く、自然に呼吸が起るまで一時間でも二時間でも続けること。人工呼吸の回数は早すぎないこと（一分間に十二〜十三回位）農薬の散布が粉剤であると、液剤であるとを問わず不注意に散布した場合は、相当量が少しずつ体内に入ることが予想されるので、散布時の風向きなどを重視するのは、この点からみてきわめて重要である。



火の守りも新たに 消防団春季検閲終了

慣例の消防団春季検閲は、五月三日午前九時三〇分より泉中学校々庭において、須田团长統率のもと来賓多数を迎え実施され、一致団結、火の守りを大切にあい終了した。席上次の方々に团长より感謝状、表彰状が贈呈されました。

感謝状
 退職分団長 宗形信重 石森藤重 矢部義一 大和田正
表彰状
 防火優良家庭 川辺 小針善治

曲山 丘 吉田喜久雄
 三輪 健 根本武勇
 塩沢一郎 有賀一
 一般協力者
 火の見建設土地提供 藤生 佐藤 亨
 貯水池建設土地提供 南須釜 近内重雄
 八木喜治
 吉村康徳
 塩沢金一
 塩沢政与

小針石男
 曲山文雄
 溝井正秋
 鈴木重男
 小針武
 村越義臣
 橋本義明
 小山田義美
 相楽伝蔵
 鈴木利一
 草野安治
 須釜泰治
 石森金治
 石井錦四郎

▽眼の障害は眼がかゆかったりゴロゴロするとき、早いうちに水道の蛇口を利用するなど流水でよく洗う。濃厚液が飛散して入ったときには直ちに五分間以上流水でよく洗う。
 以上の応急措置のほかにも中毒患者は精神的にも肉体的にも安静を保たせることが必要。医師のところへ連れていく場合にも、患者の体力を消耗されないよう

玉川村交通対策協議会において四五年度事業計画がまとまりました。皆さんで交通安全運動に参加し、村内より交通事故をなくしましょう。

一、基本計画
 交通事故の発生は、年々記録を更新し、悲惨にして且つきびしい交通事情にある現況であり、本協議会は、関係機関及び交通安全協会、村内各種団体の協力のもと、正しい歩き方の指導、安全運転の履行、安全施設の整備等に努め、交通事故の絶滅をはかるため、次の計画を推進する。

(一)交通安全施設の整備
 (二)交通安全運動の徹底
 (三)交通安全啓蒙の徹底
 (四)児童、生徒に対し学校と協力、交通安全教室の開催
 (五)教育委員会、公民館とタイアップし各種学級に交通安全教室の開催
 (六)運転者に対し、飲酒運転の防止をはかるとともに法令講習会等の開催
 (七)交通事故に対する相談
 (八)交通安全施設の整備
 (九)その他必要な事項

六月は蓄貯増強特別運動月間です

○ポリーナスなどの臨時収入はひとまず貯蓄しましょう。
 ○上回る物価を貯蓄で抑えましょう。
 ○貯蓄であかるい明日を築きましょう。
 ○フレッシュマンは貯蓄でスタートしましょう。(福島県貯蓄推進委員会)

▽皮膚の障害は皮膚炎がおきたら、軽症の場合は水でよく洗い、オリーブ油などの植物性油または抗ヒスタミン剤軟膏を塗る。重症の場合は副腎皮質ホルモン軟膏を塗るとよい。

45年度交通対策協議会 事業計画をまとめる

玉川村交通対策協議会において四五年度事業計画がまとまりました。皆さんで交通安全運動に参加し、村内より交通事故をなくしましょう。

一、基本計画
 交通事故の発生は、年々記録を更新し、悲惨にして且つきびしい交通事情にある現況であり、本協議会は、関係機関及び交通安全協会、村内各種団体の協力のもと、正しい歩き方の指導、安全運転の履行、安全施設の整備等に努め、交通事故の絶滅をはかるため、次の計画を推進する。

(一)交通安全施設の整備
 (二)交通安全運動の徹底
 (三)交通安全啓蒙の徹底
 (四)児童、生徒に対し学校と協力、交通安全教室の開催
 (五)教育委員会、公民館とタイアップし各種学級に交通安全教室の開催
 (六)運転者に対し、飲酒運転の防止をはかるとともに法令講習会等の開催
 (七)交通事故に対する相談
 (八)交通安全施設の整備
 (九)その他必要な事項

